

社会福祉法人 宮城福社会
第 6 回行動計画
(次世代育成支援対策推進法)

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 34 年 3 月 31 日
2. 内 容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性職員・・・計画期間中に 1 人以上取得する事
女性職員・・・取得率 90%以上を維持する

<対策>

- 平成 29 年 4 月～ 男性も育児休業を取得できることの周知、啓発
- 平成 31 年 10 月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施など

目標 2：障害者のみならず 40 歳未満の若年者を中心にトライアル雇用の拡充を図っていく

<対策>

- 平成 29 年 4 月～ 実施状況の把握と課題分析
- 平成 29 年 7 月～ 今後の受け入れ体制の検討
- 平成 29 年 10 月～ 実施